

## 平成29年度 第3回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成29年7月27日(木) 午前10時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 稲田会長 志摩会長職務代理者 井川委員 榊委員 井上委員 野村委員

### 建築審査会次第

- 1 吹田市挨拶
- 2 議案審議  
議案第4号
- 3 報告事項
- 4 その他

会長 定刻になりましたので会議を開催いたします。本日の議事録の署名は、志摩委員、井川委員にお願いいたします。

会長 事務局より第4号議案の説明をお願いします。

事務局

#### 第4号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

委員 法第43条ただし書きを適用する空地の距離の取り方を教えて下さい。

事務局 法第42条道路から申請地までの距離になります。

委員 申請地の出入りはどこからですか。

事務局 申請地北側の空地からの出入りになります。

委員 空地と申請地とでは高低差があるが許可上問題はありませんか。

事務局 1m程度の高低差であり、支障ないと考えています。

委員 法第43条ただし書きを適用する空地の所有はどうなっていますか。

事務局 申請者の所有地ではありませんので空地の所有者の同意があります。

委員 この空地から北側通路への通り抜けはできないのですか。

事務局 当該空地の更に北側部分は他人の所有地となっています。

委員 公的管理道が一周する形の法第43条ただし書き空地として申請しているが幅員が広い側だけを空地としない理由はありますか。

事務局 東側の公的管理道の行き止まりとして許可を考えておりますが、西側の公的管理道があることで現地はより良い状況といえます。

委員 この周囲の建物は建て替えの際は許可が必要になると考えてよいですか。  
事務局 そうです。将来的に全て4 m確保できれば法第4 2条第1項第1号の道路となる場合があります。

委員 申請地東側の擁壁部分は後退済という考えですか。

事務局 公的管理道において現状4 m以上確保されています。

委員 西側公的管理道の幅員の狭いところの拡幅の見込みはありますか。

事務局 古木の切り株が残っており、拡幅の見込みはありません。

会長 その他ご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。

それでは事務局より報告事項をお願いします。

事務局

報告事項 法第4 3条第1項ただし書き許可 4件
--------------------------

会長 ただ今の報告事項について、ご質問、ご意見はございませんか。ないようですので、報告は以上とします。

それでは、事務局よりその他連絡事項があればお願いします。

事務局 次回は8月23日（水）午後1時30分から特別会議室で開催を予定しています。

会長 それでは以上をもちまして第3回建築審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。